

レンタカーの手続きに関するお知らせ

～令和4年9月1日からレンタカーの取扱いが変わります～

レンタカーの増車・代替について、届出が不要となります

レンタカーの登録時に輸送担当における事業用自動車等連絡書の経由手続きが不要となります※マイクロバスを除く



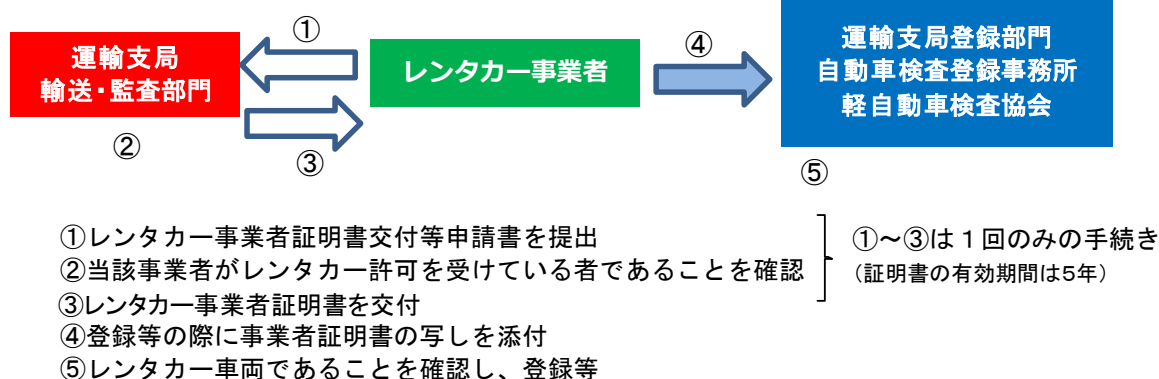
代わりに、レンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となります。

（レンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付してください。写しは車両毎に添付してください。）

レンタカー事業者証明書とは

- ・ レンタカー事業者証明書の交付には申請が必要です。
- ・ 交付申請は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送・監査部門に対して行って下さい。
- ・ 証明書の有効期限は5年です。（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です。）
- ・ 証明書の有効範囲は、東北運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- ・ レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

改正後のレンタカー登録等の流れ



お問い合わせ先

秋田運輸支局 輸送・監査部門 TEL 018-863-5811（音声案内3番）